労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等 の支給に関する規程

> 平成 18 年 6 月 30 日 訓 令 甲 第 23 号

[沿革] 平成20年3月訓令甲第8号(い)22年4月同第19号(ろ)令和元年6月同第20号(は)3年3月同第11号(に)改正

(目的)

第1条 この規程は、警視総監が採用又は委嘱する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。)の適用を受ける非常勤職員(以下「職員」という。)の公務災害及び通勤災害に伴う休業補償及び休業援護金(以下「休業補償等」という。)の支給について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「公務災害」、「通勤災害」及び「給付基礎日額」とは、それぞれ法第7条第1項第1号及び第2号並びに第8条に規定する業務災害、通勤災害及び給付基礎日額をいう。

(休業補償等の実施)

第3条 この規程で定める休業補償等の実施については、休業補償等を受けよ うとする者の請求に基づいて、警視総監が行うものとする。

(休業補償)

第4条 職員が公務災害又は通勤災害により、療養のため勤務することができないときは、その勤務することができない第3日目まで(以下「第3日目まで」という。)の期間につき、休業補償として、給付基礎日額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、第3日目までの期間中に、当該期間の賃金又は法第12条の8第1項第2号に規定する休業補償給付若しく

は第21条第2号に規定する休業給付の支給を受けた日がある場合は、その 日は補償期間に算入しない。

### (休業援護金)

第5条 前条の規定による休業補償を受ける者に対し、休業補償が支給される 期間につき、休業援護金として、給付基礎日額の100分の20に相当する金 額を支給する。

## (休業補償等の請求)

- 第6条 休業補償等を受けようとする者は、休業補償等請求書(別記様式) を、所属長を経由して警視総監(警務部給与課災害補償係経由)に提出し なければならない。(い)
- 2 前項の休業補償等請求書には、当該職員が療養のため勤務することができないことを証明することができる書類を添付しなければならない。

### (支給の決定)

第7条 警視総監は、前条の規定による請求を受理したときは、これを審査 し、速やかに支給に関する決定を行わなければならない。

#### (法の準用)

第8条 法第12条の2の2及び第12条の4の規定は、この規程による補償に ついて準用する。(ろ)

#### 附則

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

#### 附 則(令和元年6月訓令甲第20号)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の警視庁本部処務規程等の様式(この訓令により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存する ものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

# 附 則 (令和3年3月訓令甲第11号)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の聴聞官の指定等に関する規程等の様式(以下「改正前様式」という。)で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なおこれを使用することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、修正により難い場合には、当分の間、改正前様式を使用することができる。

# 休業 補償等請求書

(dz t/	(機関)										
(夫加	9.0英(美)/	警	視	総	m.	殿	請求年	月日	年	月	日
下記の 公務災害 休業補償及び休業 通勤災害 援護金を請求します。						(請求者 住所 氏名	·)				
(所原	ξ)						(氏名)				
(職名)						(負傷又	は発病	年月日) 年	月	月	
(災害発生状況)											
<b>た精)</b>	(日数)		年	月	日かり	ò	年	月	日までの	のうち	日
(給付基礎日額) 円											
休講 株業補 償額	日総	額額	(給付	基礎日報 (日額)	円		.6 = I数) =			円	銭円
休 業 援 護	日総	額額	(給付	基礎日額	P		. 2 = I数) =			円	銭 円
所証 展 長 の明	上記			であるこ 月 日		月全	<b>行在地</b>				
	(傷痕	名)					(傷病の	部位)			
医師の	(療養のため勤務することができなかったと認められる日数) 年月日から 年月日から のうち日						(勤務することができなかったと認められ る理由)				
明	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 医療機関の 医療機関の 医師の氏名										